

## 支障除去等に対する支援のあり方検討会（第3回）議事概要

1 日時 令和5年6月7日（水）10:00～11:00

2 場所 オンライン

3 出席者（委員）

新美委員（座長）、石田委員、岩田委員、大塚委員、諏訪委員（代理：滝沢氏）、  
関委員、中満委員、細野委員（代理：堀口氏）、枡屋委員（代理：西田氏）、室石委員、  
吉岡委員

（環境省（事務局））

松田不法投棄原状回復事業対策室長 ほか

4 議題

（1）今後の基金制度のあり方に関する中間とりまとめ（素案）について

5 配布資料

資料1 : 委員名簿

資料2 : 今後の基金制度のあり方に関する中間とりまとめ（素案）

参考資料1 : 委員提出意見（委員限り）

参考資料2 : その他の国庫補助事業について

参考資料3 : 令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会報告書（令和2年10月）

参考資料4 : 支障除去等に対する支援のあり方検討会（第2回）議事概要

6 議事

検討会は公開で行われた。

## 7 議事概要

### (1) 今後の基金制度のあり方に関する中間とりまとめ（素案）について

環境省から資料2に基づく説明を、また、欠席委員からのご意見読み上げを行った。

委員からの主な質問や意見と、それに対する環境省からの説明は以下のとおりである。

○基金への出えんに協力しやすい環境整備の方策として、「優良産廃処理業者認定制度の認定事業者が一定額以上の拠出をした場合に、許可有効期間を追加延長する」ということを検討しても良いのではないか。

→（環境省）ご指摘の部分が優良産廃処理業者認定制度の趣旨に合致するかがポイントである。出えん額を確保する方法に対しての一つの提案として受け止め、我々に何ができるか考えていきたい。

○不法投棄等がなぜ生じるのか、その原因分析がより詳細に行われる必要があるように思われる。その上で、新たな規制措置について、環境省としてぜひとも検討していただきたい。

→（環境省）不法投棄・不適正処理の実行者は誰か、これに対し制度的に足りない部分は何かをしっかり把握した上、更なる未然防止措置、新たな規制措置について検討していきたい。

○不法投棄の未然防止においては、国や自治体による対策のほか、産業界による自律的な取組が不可欠である。業界全体における現状の取組と不法投棄の発生原因を関連させて分析し、必要に応じて更なる取組の推進が必要であると考えている。

○費用負担のあり方については、マニフェストを活用する方法が、全てを公的な負担（国民全体による負担）とすることと比べれば、より公平であると考えている。さらに、任意の拠出がよりしやすいようにするための条件整備が図られるべきであり、例えば、税制的な優遇措置が積極的に検討されるべきと考える。また、不法投棄等の件数・量ともに建設系廃棄物が過半を占めることを踏まえれば、それに伴い生ずる不公平感を軽減するための何らかの手立てもまた検討されてよいように思われる。

→（環境省）前述の優良産廃処理業者認定制度の活用や、税制措置、他にも色々な方法を含め、産業界から出えんしやすい条件整備について幅広く考えていきたい。

○補助率の変更（低減）については、それが公的な負担の変更（増加）となるのであれば、本制度の趣旨、および負担の公平性などの観点に照らして、慎重な議論がなされ

るべきであると思われる。

→(環境省)補助率については、同種の国庫補助事業を参考に慎重に考えていきたい。

○支援制度を維持していく全体的な方向性については賛成であるが、紙マニフェストの発行枚数が減っているという現実を踏まえて、支援負担を適正化していくべきである。

○無許可の業者による不法投棄が増えている現状を鑑み、規制強化をする場合は、適正な許可業者に負担が及ばないようにすべきである。

○基金の使い道として支障除去を行った都道府県等への支援に限られているが、未然防止対策としての、広報や啓発活動にも使えるようになれば、不法投棄の削減に繋がるのではないかと考える。

→(環境省)広報や啓発活動への基金の活用については、そもそも基金を活用するかどうかも含めて考えていく必要がある。

○建設業界はこれまでに基金への出えんに大きく貢献してきていると考えている。一方、不法投棄については、平成10年度の頃から比べると大きく減少しているなか、建設業界とは極めて関係が薄いPCBの案件などが発生している。その状況の中で、資材の高騰や他様々な要因によって経営環境の厳しい建設業界からは、更なる追加的負担は難しいと考える。なお、この制度の意義自体に全面的に反対するような事はなく、社会に貢献したいと思ひもあり、可能な範囲で、任意の協力を継続すべく努力したいと考える。

○紙マニフェスト、電子マニフェストをどのくらい発行しているかや、各業界の基金への出えん割合といったデータを資料に整理すべき。

○各自治体において、不法投棄への対応に濃淡があるため、適正処理推進センターで基金を支出する際には、審査をより厳格に行っていただきたい。

○政府が犯罪被害給付制度での支援拡充の検討を進めているという動きもあり、原因者がはっきりしない場合に国が支援するという点では不法投棄にも通じるものがあると考え。このような世の中の流れも踏まえて、今後の基金をどう維持していくかという事を環境省において検討していただきたい。

○原因者が不明の場合、パレンスパトリエ(国親思想)に寄り添い、最後は国家が対応

するというのは近代国家の普通の考え方であるが、どこかにツケを回さなくてはならない時の処理の仕方は、今後あらゆるところで議論していく事になると考える。

以上の議論の後、今後の検討会の進め方について、新美座長から提案がありました。

#### 今後の検討会の進め方について

(新美座長) 本日提起した素案を元に中間とりまとめを行うこととなるが、これまでにすでに十分な議論がなされましたので、中間とりまとめについては座長一任とさせていただきます、事務局と調整し公表とさせていただきたいがいかがか。

→ (各委員) 異議なし

以上